

学会動向

新しい社会政策の構想

20世紀的前提を問う

社会政策学会第106回大会を振り返って

白井 邦彦

はじめに

社会政策学会第106回大会は、「新しい社会政策の構想 - 20世紀的前提を問う」を共通論題に、2003年5月17、18日の両日にわたり一橋大学国立東キャンパスを会場に開催された。両日になされた各報告については後掲のプログラムのとおりである。本記事では、それらのうち共通論題について紹介することにしよう。

1 共通論題各報告の要旨

今大会の前記共通論題が設定された趣旨としては、プログラムには「社会政策は一定の目的を実現しようとする営みであり、何らかの価値を前提として初めて成立するが、これまでの社会政策学会の共通論題では、規範的な理論を正面から取り上げることが少なかった。他方、哲学や倫理学の分野では、抽象的に価値や規範について論じるだけでなく、現実とのつながりを求める動きも出てきている。これらを背景に、第106回大会では、新しい社会政策の構想を共通論題として取り上げる」と記されている。こうしたテーマ、趣旨に沿う形で共通論題では「卓越・正義・租税 - 社会政策の《編み直し》のために -」（川本隆史東北大学教授）、「ベーシックインカム構想と新しい社会政策の可能性」（小沢修司会員）、「労働の未来論 - ドイツ

からの提言 -」（田中洋子会員）、「『男性稼ぎ主』型から脱却できるか - 社会政策のジェンダー主流化 -」（大沢真理会員）の各報告がなされた。ここではまず上記4名の各報告についてそれぞれ簡単に紹介することにしよう（以下「」内は特に注記なき場合は報告者の当日提出したフルペーパーからの引用）。

川本報告は、「社会政策の『20世紀的前提を問う』姿勢を、イマニュエル・ウェーラー・ステインが社会科学の『19世紀パラダイムの限界』を見極める際に採った《unthink=編み直し》から学びとりたい」とし、「卓越」「正義」「租税」という側面から、社会政策学の編み直しを試みたものである。その際「卓越」については「塩野谷祐一の『経済と倫理 - 福祉国家の哲学』（2002年）と同書が巻き起こした論争」を、「正義」については、ロン・エルスターによりその実相の解明作業がなされている、一元論的・普遍主義的な分配原理と区別される「ローカルな正義」、三好春樹のいう「介護の町内化」、神野直彦らの言う「三つの福祉政府」論、「租税」については、Murphy, L. and T. Nagel, *The Myth of Ownership: Taxes and Justice* (2002), を題材にし、社会政策学の《編み直し》を試みている。報告ではそうした問題について論じた後、今後の課題として「『卓越』については、『リベラルな卓越主義』の射程を価値観の世代継承の場である『教育』に即して測定」すること、「『正義』に関しては、『ケアの分配の正義』の後ろ盾となる制度を突き詰めるとともに、『正義』と『幸福』が合致するかというプラトン以来の難問に」立ち向かってみること、「租税」については、「『租税の根拠』の《編み直し》」「ロールズの正義論を財政学・租税学に最も接近させた『ロールズvsマスグレイブ論争』（1974年 [Musgrave 1974; Rawls 1999a: 232 ~ 253]) の読み直し」「新旧両側面を有する戦時

下の税制とシャープ勧告（1949年）を受けた戦後税制との連続性/非連続性をとをしっかり見極める作業」をおこなってみることを指摘し報告を結ばれた。

次に小沢報告であるが、「ベーシックインカム（以下BIと略）構想」とは「社会保障給付のうち現金給付部分（「保険」「扶助」「手当」）に取って代わるものであり「就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人（男女や大人子供を問わず）に対し、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得を無条件で支給しようとする最低限所得保障の構想」のことである。ちなみにBIにはベーシックニーズを充足する程度に応じて、「完全なBI、部分的なBI、過渡的なBI」があるとしている。こうした「BI構想」は、「社会政策がいわば20世紀的前提として有していた『家族』『労働』『環境』を巡る社会経済状況が大きく変化」しているということを背景に、そうした変化に 대응するものとして、「21世紀を迎えた今日、貧困に抗し人間発達と自由の拡大を展望する新しい社会政策として注目を浴びている」とのことである。

では20世紀の社会政策（=20世紀型福祉国家）が前提とする「労働」「家族」「環境」とはどのようなものであり、現在それはどのように変容しているのだろうか。報告では20世紀型社会政策が前提としてきたそれぞれについて次のように述べられている。

「労働」＝「完全雇用政策のもと、労働組合の高い組織率に支えられての生活賃金の確保をベース」にした労働

「家族」＝「『完全雇用』のもとフルタイムで働く一家の稼ぎ手としての男性労働者と家事・育児に専念し扶養される存在としての『専業主婦』の組み合わせからなる『一組の夫婦』という家族像」

「環境」＝「経済成長」により増大したパイ

の一国的な制度に基づく再分配。

しかしこれらの前提は、今日それぞれ次のように変容しており対処を迫られている、としている。

「労働」＝「グローバル化が進展するなかでの、高い失業率や、パート、派遣など雇用形態の多様化、不安定化の高進、また長期間に及んで『労働社会』から排除され十全たる社会生活への参加からも疎外されるという社会的排除の深刻化」

「家族」＝上記「労働」の変容は「女性の（賃）労働力化を推進しつつ、家庭内における女性の無償労働負担の軽減や男女間の性別分業の解消は緩慢な動きに留まり、未婚率の上昇、単身世帯の増加など家族形態の多様化が進展するなかで、福祉供給に果たす『家族』の役割はいわば機能不全状態に陥」っている。

「環境」＝「地球的規模での富の搾取と人間の生命活動・暮らしの基盤である環境（の）破壊」

では、「BI」は20世紀型福祉国家の前提の変容になぜ対応しえるものといえるのであろうか。それは「BIが、第一に、労働市場の二重構造化が進み、不安定度が強まる労働賃金の依存から人々の生活を解き放つと同時に、『完全雇用』と結び付いた現行の社会保障制度の限界を乗り越えた普遍的なスプリングボード（セイフティネットとしてではなく）を国民へ提供する、したがって第二に『賃労働』に規定された『労働社会』から人々を解き放ち、さまざまな社会的協同組織の形成を含む市民社会の成熟化と人間の自由な生命活動の余地を拡大する、そして第三に、『男性稼ぎ手モデル』という性別分業にもとづく核家族モデルから人々を解き放ち、個の自立に基づく家族形成の基盤を提供する」からであり、さらに「環境」に関していえば、BI構想は「『働けコール』＝経済成長至上主義と

は無縁」であり、それゆえ「地球環境の保全と親和的」であるからである。

このように、社会政策の20世紀的前提が問われている今日、「BI構想」はそれに応えるものとしての意義を有しているのであるが、一方でその実施にあたっては「医療、介護、保育など社会サービス充実のための政策とどのように統合するか」、BI額の軽減のためにも、従来日本で「社会保障水準の狭さと低さを補完する形で家計費の中に組み込まれていた教育費や住宅費の『社会化』」をいかに図っていくか、「無制限の所得保障額の上昇に歯止めをかける」ためにも『『浪費的な生活様式』からの脱却』をいかに図るか、といったことを考慮する必要がある、としている。さらにBIの実施に際しては、『『ルールなき暴走資本主義』への歯止めをかけ公正な市場競争、解雇規制を行』い、「大幅な労働時間の短縮とワークシェアリング、職業訓練や就労能力向上などの就労支援の方策、自発的な社会貢献活動の活性化など『多様な働き方』促進の方策と手を携え』ることが、すなわちそれらと政策パッケージとして実施することが必要である、との指摘も行っている。

なお小沢報告では同時に日本における「BI構想」導入の財政的可能性についても「BI額=8万円」との基準で試算を行い、その水準であれば十分導入可能であることも示している。

第三に田中報告についてみてみよう。

「労働の未来論」とは近年欧米各国でなされている「労働、仕事（Work, Arbeit）の意味を根底から見直そう」とする議論のことである。報告ではまず、「労働の未来論」を触発したアメリカのJ・リフキン（『労働の終焉 - 仕事、技術、そしてあなたの未来』、1995年）、およびそれを継いだローマ・クラブ（同編『雇用のジレンマと労働の未来』1997年）、さらにはドイツの中心的論客U・ベック（同著『危険社会』、

1986年、『美しく新しい労働社会』1999年等）の議論の紹介をおこなった。

そして、今日ドイツにおいては「こうした労働の未来についての議論を受けて、多くの組織が動き出して」きており、「1990年代後半以降、かなり思い切ったアイデアがさまざまな形で出され、2000年に入ってから、政策的にも実験的に試行されるようになって」きているとする。具体的には「パートタイム積極的拡大論」「全員パートタイム論」「生涯労働時間口座論」などの政策的提案がなされ、一部試行されているそうである。

「パートタイム積極的拡大論」とは「パートタイマーをより大きな領域で拡大しようとするアイデア」である。従来、「賃金・労働時間・労働契約などの決められた標準的働き方を前提」としていたドイツ労働組合同盟（DGB）も1995年の「DGB・社会契約的パートタイムへのイニシアティブ」において、一定の条件のもとに「社会的パートタイムを促進するためのイニシアティブを労働組合が取る」ことを宣言した。また、「社会民主党内の女性ワーキンググループも『労働と女性のための同盟』において、『生業を新たに定義し直し、新しく価値づけること』を提起する中で、積極的に『パートタイム攻勢』に出ることを提案した。」すなわち「これまで労働時間や労働形態の柔軟化を、労働協約制度の伝統を揺るがすものとして牽制的に把えてきた労働組合と社会民主党が、労働時間の柔軟化やパートタイム労働の積極的推進派に変わって」くるようになったのであり、それにより「シュレーダー政権におけるさまざまな法制度もこの路線（パートタイム積極的拡大論の路線・・・筆者注）上に整備されるようになっ」たとのことである。

こうした「パートタイム積極的拡大論」の影響の強まりとともに、それをさらに一歩進めて

「すべての労働をパートタイム化し、フルタイムをむしろ個別的なものにすべきだ」という大胆な提言もでてきた。例えば「ヨーロッパにおける失業は、生業労働の分配・編成の失敗によるもの」であるが、「従来のシェーマ的な賃金そのままの週労働時間削減には限界がある」として、「操業・営業時間はそのまま残業をなくし、週三～四日労働や七～八割労働などといった様々な形でのパートタイム労働を増加させることを提案」している、ポルフガング・クラウダー等の議論である。彼によればそうすることで「失業もへり、フレキシブルで、コストも有利な形に編成できる」とのことである。すなわち彼はそうすることで「中期的には労働時間が短くなることで実質給与がへり、成長も減退することになるが、逆に資源はより少なく消費され、物質的豊かさは自由時間が増えることで相殺される」「一日、一年、一生の労働時間を柔軟化・個人化することをめざす政策により、失業をなくすと同時に、企業システムをフレキシブル化し、個人の幸福も増進できる」と主張するのである。

「生涯労働時間口座論」とは、「まず（労働者）一人一人に対して『生涯労働時間口座』という口座をつくり、社会全体が個々人の『生涯労働時間』に対して『負債』を負っている」とし、「そしてこの口座をどの時期にどのように使おうと、それは個人の自由である」とするようなシステムを主張する議論のことである。こうした提案は「SPDのレクリングハウゼン・プロジェクト・グループが労働の未来報告書の中で、失業を解決するためには根本的な労働の再分配が必要である」という観点から提起したものであるが、「こうした労働時間口座という制度は、ドイツの各企業において1990年代から」実際に「年労働時間口座ないし長期労働時間口座」という形で導入されはじめている。また政

府も「労働社会省・家族省・連邦雇用庁の三省庁が1998年に合同で展開した『可動労働時間制従業員と経営者のための指針』という広報キャンペーン活動」において「労働時間を長期間にわたって流動化するモデルとして、週労働時間、年労働時間、長期労働時間ごとに労働時間を編成する案」を示し、こうした流れを後押ししているとのことである。

以上のような「労働の未来」をめぐる議論、それに基づく政策的試行を紹介した後、こうした議論の中には、確かに「あまりにラディカルで荒唐無稽なユートピア主義にみえる」ものもあるが、一方で「現在この世界的な構造転換期の中で、先の見えないまま旧来のシステムが行き詰まりと混乱を呈している以上、なんらかの形でさまざまなコンセプトを大胆に出し合い、ぶつけあっていく中で新しい社会経済システム、新しい二十一世紀のためのビジョンを模索せざるを得ない」以上、こうした議論には意味がある、それゆえ「社会の日常を足元から立て直していくためには、これらの議論からなんらかのヒントを得ることはできないだろうか」として報告を結んでいる。

最後に大沢報告をみてみよう。

まず、2002年度中に生じた、1、閣議決定された2004年度税制改正の要綱に、所得税の配偶者特別控除を04年1月以降に原則として廃止することが盛り込まれたこと、2、基礎年金第3号被保険者制度の改革案が提示されたこと、3、内閣府男女共同参画会議の影響調査専門調査会による配偶者控除・同特別控除の廃止・縮小、年金については第3号被保険者制度の見直し、家族手当等の見直しを提言した『「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告』の公表、厚生労働省による「少子化対策プラスワン」の取りまとめとその実施のための「次世代育成支援対策推進法案」

の準備，といったできごとから，日本の社会政策システムの「型」の転換の可能性が指摘できるとする。

報告者は、「ジェンダー視点を組み込んだ比較社会政策研究」の成果にもとづき，社会政策システムの型には，男性稼ぎ主型の社会政策システム，両立支援型の社会政策システム，市場志向型の社会政策システム，の3つの型があると主張している（ただし，「社会政策システムの型はたんに家族や雇用の実態を反映する従属変数ではなく，それが指定する家族・ジェンダー関係を再生する」ということも留意すべきとしている）。そして「日本の社会政策システムが強固な『男性稼ぎ主』型であることについては，諸説がほぼ一致している」とし，その構成要素として，男性（それも大企業正規従業員の）のみを対象とする長期安定雇用・年功処遇制度，男女雇用平等に関する規制の長らくの不在，配偶者控除・配偶者特別控除の存在，「家族形成や子育てに対する支援」の薄さ，「完全な『男性稼ぎ主』カップル」を前提とした「モデル年金」，遺族年金の支給条件に存在する，明文の男女別扱い，第3号被保険者制度，等を指摘する（ちなみに「日本の『男性稼ぎ主』型社会政策システムの構成要素については，それが『伝統的』なものではなく，高度成長期以降に導入されたもの」であり，同社会政策システムは80年代に仕上げられた，としている）。それゆえ前記の2002年度中に生じた出来事は社会政策の型の「男性稼ぎ主型」から「両立支援型」への移行の可能性を示すものと，として把握できるとのことである。

そしてこうした「両立支援型」への移行の流れは，昨年度中に突然生じたものではなく，「90年代から『両立支援』型の施策が芽生えていたとし，その萌芽として，例えば，育児・介護休業の制度化，ILOの家族的責任条約の批

准，97年の男女雇用機会均等法の改正強化，介護保険法の制定，99年の男女共同参画社会基本法の制定，小泉内閣の「骨太方針」における「生活維新プログラム」，「配偶者特別控除の廃止や配偶者にかんする控除等の検討を打ち出した」政府税制調査会の基本方針や経済財政諮問会議の「骨太方針第二弾」，「女性と年金」検討会の2001年12月報告，等を指摘する（特に「両立支援型」の施策への移行ということは「小泉政権になってから，かなり明示的に内閣レベルの方針に反映されるように」なったとしている）。そして近年「両立支援型」への移行が生じている要因を「少子高齢化が加速するなかで，女性が労働市場にいつそう参入し税・社会保険料を負担することが期待され，子育て支援の必要性が認められたこと」に求めている。

ただし今日，「男性稼ぎ主型」から「両立支援型」へと，型の転換を予期させる動きがみられるといっても，「構造改革全体としては規制緩和や民営化といった『市場志向』のベクトルが強く，『両立支援』が『市場志向』に呑みこまれる可能性は小さくない」，という点も同時に指摘している。

2 報告をめぐる討論と若干の雑感

以上のような報告を受け，報告者相互，フロアと報告者の間でさまざまな論点にもとづき活発な討論が展開された。それらすべてについての確かな紹介を行うことは，筆者の能力からも，紙幅の関係からも不可能である。それゆえ当日討論されたいくつかの論点について，筆者の各報告に対する雑感とからめる形で紹介することにとどめよう（ただし川本報告については筆者の能力上の理由より割愛させていただいた）。

それに際してはまず筆者なりの，「社会政策の20世紀的前提を問う」ということに関する視点を述べておく必要がある。私見によれば今

日社会政策体系を考えるにあたってなによりも重要な視点は、「一人一人の生存権、就労権を実質的に保障するような政策体系をいかに構築するか」という点であると考ええる。確かに20世紀的福祉国家(=20世紀的社会政策)においても、「ナショナル・ミニマム」「完全雇用」という形でそうしたことは政策課題とされていたように思える。しかし、20世紀的福祉国家におけるその目標付けにはその水準の不十分性を除いても以下のような限界があったといえよう。第一にそれは一国レベルにおける持続的な経済成長を前提としたものであったということである。それゆえ経済成長が止まった場合には、そうした政策目標はあいまいにされると同時に、それどころか経済活力をそぐ物として攻撃の対象にされたりした。また一国レベルでの経済成長を前提としている以上、経済成長がもたらす環境破壊等の問題、あるいは一国の経済成長がもたらす他国に対する(マイナスの)影響等は等閑視されたのであった。第二は、「生存権」「就労権」保障といっても、そこで実際に対象とされていたのは、それぞれの国でマジョリティを形成する人々であり、マイノリティの人々は多くの場合その保障からは(明示的あるいは暗黙に)排除されていたという点である。第三は、「生存権」「就労権」保障という際、そこでは「夫(男性)が就労し妻(女性)は家事介護育児責任を果たす」という家族観を前提としたものであったということである。そのことは一方で、介護・育児は各家族によりとりわけ妻(女性)により担われるべきものとし、介護・育児支援策が政策体系においては軽視されることを招くとともに、他方で、主として一家の主人である「夫」(日本の場合はとりわけ中規模以上の規模の企業の正社員の)を対象とした政策体系が構築されることになり、その結果「妻(女性)」の「生存権」は一家の主人である「夫」

の「安定就労」、彼に対する「生活保障」を通じて保障されるもの、ということが暗黙の前提とされていたのであった。それゆえ、社会政策の「20世紀的前提を問う」という問題設定に対しては、21世紀の社会政策は、こうした限界をいかに克服し、「一人一人の『生存権』『就労権』を実質的に保障する」か、という観点から論じられるべきものであると考える。

こうした視点から各報告について論じてみよう。小沢報告について言えば、「BI構想」は前述の限界を克服し得る生存権保障実現のための政策として重要な提案であると思う。しかし(その現実の実現可能性の問題をしばらくおくとしても)いくつかの点で疑問もある。

第一に「BI」の水準によっては「生存権」保障のための政策ではなく、同国家責任を果たさないことを事実上免罪する政策となってしまうのではないかと、いう点である。とりわけBIは「社会保障給付のうち現金給付部分(「保険」「扶助」「手当)」に取ってかわるもの」というとき、その感は強い。すなわち「社会保障の現金給付はBI一本」とすることは、さきざまな生活上の事故に直面し生活困難に陥っても、「国家はBIを支給しているのであるから、それでも困窮に陥っているのは個人責任である」という主張に途を開いてしまうのではなからうか。「BI」論の中には、自助を基本とし、国家による「生存権」保障の責任をきわめて例外的限定的にとらえ、既存の「社会保障」体系の「効率化」を図るということに最も適的な政策として「BI」論を唱える、という流れも一方で存在するように思える。「BI構想」がもし実現するとすれば現実には(日本の場合には)そうした流れの中で実現されていく可能性が高いだろう。「BI構想」の主張にあたっては、「社会保障水準の切り下げ、効率化 その結果としての(きわめて低い水準の)BI」という流れとは区

別される，そうではない，「生存権」保障のための「BI」をどう構築するか，という視点が必要であろう。

第二は，「BI構想」においては「就労権」保障はどのような位置を占めるのであろうか，という点である。「BI構想」は「労働と所得を切り離そう」とする構想でもあるとのことであるが，一方で「就労権」保障があいまいなまま「BI構想」を実施した場合には，「BI構想」は実際には「労働分野における規制緩和」を補完する機能を果たすことになる危険性はないだろうか。例えば，当日のフロアからの質問でも「不安定就業の拡大を容認するのか」という指摘があったように，BIが保障されていることにより，企業は低賃金不安定就業の活用が容易になるであろう。また，職を失ってもとりあえず「BI」は保障されているということで，企業による解雇を容易にしてしまうことも考えられる{BI構想においては「失業保険」制度（日本の場合は「雇用保険」制度）もBIの中に組み込まれてしまうのであろうか}。報告者は「BI構想」の実施にあたっては，「解雇規制」の存在が不可欠と述べており，一方でそうした危惧にも考慮しているのであるが，その指摘と「労働と所得を切り離す」BI構想の推進との間にはどのような連環性（整合性）があるのであろうか。

その他，小沢報告に対してフロアから，「貧困概念を絶対的貧困へ逆戻りさせるものではないのか」（小沢会員によれば「必ずしも所得貧困のみを問題としているわけではない」とのことであるが）「モラルハザードやフリーライダーを増加させてしまうのではないか」「『労働と所得を切り離す』といっても，BIの財源確保ということを考えればそれは不可能ではないか」といった疑問指摘がなされた。以上の指摘，疑問に対処し，生存権保障の体系としての「BI構想」を実現することはできないであろうか。

次に田中報告についてみてみよう。今日失業問題の深刻化の中でその打開策として「労働分野における規制緩和」が主張されることが多い。しかし私見によれば，そうした主張は「椅子に座れない人がいるのは椅子に座っている人がいるからである」として，「椅子がその数しかないのはなぜか」「椅子への座り方（座らせ方？）は適切か」「相互に譲りあい協力しあって一人でも多くの人が座れるようにする方法はないのか」という点は問わず，労働者相互に「椅子取りゲーム」を強いる議論であるといえよう。そうであれば，今まで立っていた人が今度は座れても，別の人は立つことになるのであるから，（個人レベルではともかく全体レベルで見れば）結局問題はいつまでも解決しないことになってしまう。田中報告で紹介されている「労働の未来」論および，それに触発されたドイツでの最近の政策展開は，そうした「椅子取りゲーム」の議論を克服するうえできわめて示唆に富むものであるように思われる。もちろん大沢会員が指摘されたように，「ドイツ的『労働の未来』より，北欧的両立支援の方が大切ではないか」そして「ドイツ的『労働の未来』論は行き詰まった『保守的レジーム』の苦肉の策なのではないか」といった側面もあるであろうが，今日の政策動向を考えれば，田中会員のそれに対する答えのように「そうした側面も事実だが，それを苦肉の策として片付けていいか」との問いかけの方が現実的ではないだろうか。

とはいえ，田中報告で紹介されているドイツでの政策展開にはいくつかの疑問を感じたことも否定できない。そのうちのひとつは，「パートタイム積極的拡大論」「全員パートタイム論」「生涯労働時間口座論」のどれであれ，そこにおける労働時間以外の労働諸条件，とりわけ賃金水準はどうなっているか（どうなるのであろうか）という点である。そうした施策の実施に

際して、大幅な賃下げ、従来の労働諸権利の制限を伴う（あるいは許容する）ものであれば、そうした政策展開は事実上「不安定就労」の拡大を招き、「生存権」「就労権」保障とはならないであろう。もちろんドイツにおける労働組合のプレゼンス、労働市場に対する社会的規制の程度は日本とは異なるので、こうした疑問（危惧）はあまりに日本の現状に引き付け過ぎたものかもしれない。しかし、一方でそうした点も現実の政策展開の中に含意されてはいないのであるか。その点についての評価検討の必要もある。

第二は、特に「労働時間口座制」についてである。理解したところによれば、それはかなり長い期間を単位とした（場合によっては労働生涯全体を単位とした）一種の変形労働時間制であるように思われるが、その際、時間配分のイニシアティブは労使どちら側にあるのであろうか。それによれば「労働時間口座制」は、報告で説明されている政策意図ではなくむしろ「柔軟な人材活用」のための手段になってしまう恐れもある。さらにその「労働時間口座」はポータブルなものであろうか。ポータブルなものにした場合には、その実施は現実的にはきわめて困難なものになってしまう。逆に現実に実施するとしたらある企業の「安定雇用」が保障されている従業員の間で行うということになるが（現在のところはドイツではそのレベルで行われているのであろう）、それではそもそもの政策意図が達成できないのではないだろうか。そのジレンマをどう克服するか、今後詰めていくべき論点であろう。そうした観点からドイツの実験の推移に注目していきたいと思う。

最後に大沢報告についてであるが、率直に言って筆者の問題意識からいって最も違和感を覚えた報告である。その理由を探してみると、第一に、なによりも議論が「男性稼ぎ主」型から

「両立支援」型への移行、という点に絞られており、そのため一方で、実際の政策的な潮流では「市場志向型」が最も大きな流れであるのが現実であるのに、その点の検討がほとんどなされなかったこと、他方でそうした展開は「生存権」「就労権」保障という点からみてどのように評価されるか（あるいはされないのか）、という点の検討が少なくとも報告の限りではなされていないこと、のためであり、第二に、企業の労務管理の在り方とそれに対する政策的対応についての分析が報告ではほとんどなされていないこと、のためであると考え。大沢会員の報告がそのように対象を“絞った”理由としては、市場志向型が今日大きな流れを占めること、「生存権」「就労権」保障の重要性、日本型企业社会の在り方とそれへの政策的対応の問題点、といった点は社会政策学会員にとっては自明のことであり、それゆえ論点を明確にするためのものであった、との可能性もある。しかし必ずしもそうばかりはいえないように思える。

社会政策システムの型の転換の認識についていえば、報告者自身は、市場志向型への方向が強いことを認めながらも、一方で「両立支援型」への転換のベクトルも働いているとみている。すなわち、「男性稼ぎ主型」から「市場志向型」へという流れと「男性稼ぎ主型」から「両立支援型」へという流れが（前者の流れが強いとはいえ）せめぎあっている、とみているようである。そうであれば「市場志向型」への転換についてはあまりふれず、「両立支援型」への転換に焦点に絞ったのも首肯できる。なぜならそうした認識では、「両立支援型」への転換は「市場志向型」へという流れよりは弱く、それに組み込まれていく可能性も否定できないとはいえ、今日「市場志向型」とせめぎあいながらも一つの重要な流れを作っているものであり、それゆえ、その流れをいかに太くするかが大きな

課題となるからである。しかし報告者が「両立支援型」への転換の可能性を示唆するもの（あるいはそれへの動き）としてあげられている点も、多くは「市場志向型」への転換（徹底）のなかからでてきたものではなからうか。例えば「配偶者特別控除の廃止」という点も、税制改革全体の基調をみれば、「課税最低限の引き下げ」「広く薄く」といった枠組みからでてきているといえよう。そして、そうしたことは報告者が指摘する多くのことにいえるように思える。こうした認識からすれば、部分的に「両立支援型」への転換の可能性を示唆する事実があるとしても、基調は「市場志向型」であるから、「市場志向型」への流れとの関連でそうした事実を位置付け評価するということが必要ということになる。

さらに、企業の労務管理の在り方とその政策的対応についての分析がほとんどなされていないという点は、必ずしも報告技術の問題でないように思える。野村正實氏も指摘するように（野村正實 [2003] 『日本の労働研究』 pp.231～232）、報告者の近著『男女共同参画社会をつくる』においても、そうした観点はやはり薄い。それを解く鍵は次のような報告者の文章にあるのではなからうか。

「社会政策システムの型はたんに家族や雇用の実態を反映する従属変数ではなく、それが指定する家族・ジェンダー関係を再生産する。……『男性稼ぎ主』を前提とする社会政策が、女性パートタイマーが収入を抑制する誘因となることを通じて、『男性稼ぎ主』を再生産しているのである。『男性稼ぎ主』型社会政策のこうした作用は、当然ながら無配偶者やシングルマザーも含む女性全体の労働条件に及び、男性が家族賃金を得ようと超過勤務を歓迎するというように、男性の働き方にも影響する」

この文章を読む限りでは「男性の長時間過密労働、女性の低賃金不安定就業」と「男性稼ぎ主型」社会政策システムとの相互連環による「男性の長時間過密労働、女性の低賃金不安定就業」という実態の再生産、それゆえそうした労働の在り方を変えるためには、「男性稼ぎ主型」の社会政策システムの型の転換が不可欠、と主張しているように思える。あえてもっと踏み込めば、そうした労働の在り方を変えるためには、単に労働時間規制等を強化するといった政策を行うのではなく、それを「男性稼ぎ主型」から「両立支援型」への「型」自体の転換という中で実施していくのでなければ効果をもたない、と認識しているのではなからうか。例えば、清山会員からの「『男性稼ぎ主』から脱却するには、残業規制が最重要課題と考えます。その点を強く認識して是非取り組んでください」という意見に対する大沢会員の「労働時間が短くなくても男性が家事・育児に参加するようになるわけではない」との回答もそうした観点のゆえなのではないだろうか。

しかし先の文章に即していえば、「女性の低賃金不安定就業」、「男性の長時間過密労働」の説明変数として考えられるものは多数あり、それらの中で「男性稼ぎ主型」社会政策システムの説明力はどの程度かについては、実際にはそれほど単純なものではないはずである。例えば「配偶者控除・同特別控除」をとってみれば、同制度と女性パートタイマーの所得分布に年収90～110万に急な山ができていこととの相関はともかく、同制度の存在と「女性の低賃金・不安定就業」自体との相関の程度はそれほど強くないように思われる、つまり同控除をなくしても山の存在はよりなだらかになる可能性はあるが、「低賃金・不安定就業」の女性労働者がどの程度そうした状態から脱出できるかについてはその他の要因によるところが大きいのでは

ないだろうか。さらに大沢報告によれば「男性稼ぎ主」型社会政策システムが仕上げられたのは80年代とのことであるが、それ以前の男性の長時間労働や女性の低賃金はどのように説明されるのであろうか(ちなみに配偶者控除の創設は61年、配偶者特別控除の創設は87年のことであった)。また、近年雇用情勢の悪化とともに、「低賃金・不安定・長時間過密」就労を強いられる労働者が男女ともに増加しているように思えるが、そうした事態は大沢会員の前記の枠組みでは把握できないように思える。

そのほか、大沢報告にはいくつかの疑問がある。例えば「女性が職場に進出するにしても、補助的で低賃金の働き方にとどまり、税や社会保険料を払う側に回らないのでは、高齢社会を支える負担は分かち合えず、男女賃金格差も縮小するよりはむしろ拡大するだろう」「(「両立支援型」への移行の流れの・・・筆者)一因は、少子化が加速するなかで、女性が労働市場に参入し税・社会保険料を負担することが期待され・・・」といった叙述がみられる。しかし、男女平等(「男女賃金格差の縮小」)の問題を、女性も税・社会保険料を負担すべきという問題と、そのようにストレートに結び付けていいものであろうか。また、清山会員の「ジェンダー平等政策がさまざまな場面で追求されているが、政策がパッケージとして遂行されるのであれば賛成できても、例えば労働時間の上限規制なしに女性保護規定が撤廃されるように、個別先行型だと賛成できないものもある」という指摘のように(ちなみに大沢会員のペーパーには「97年には労働基準法の『女子保護』規定が解消され、男女雇用機会均等法が大きく改正強化された」との記述もある)、例えば「配偶者控除・同特別控除」は廃止の方向だが、パートタイマー等への均等処遇(均衡処遇ではない)原則や労働条件改善実現の目処は立っていない、

という際、それを「両立支援型」への移行の可能性とみていいのであろうか。さらに「両立支援型」の社会政策システムでは「税・社会保険料を負担する単位は世帯ではなく個人と」なる、としているにもかかわらず、「世帯単位」の課税である消費税について全くふれていないのはなぜであろうか(「家計の共同消費や家族内所得移転に依存する無所得配偶者の消費のように消費税負担は本来、世帯単位である」(宮島洋「社会保障財源、議論慎重に」日経新聞、03年1月17日朝刊「経済教室」欄))。

大沢報告についての以上のような雑感は筆者の理解能力の不足や無知ゆえのことかもしれない。しかし筆者には大沢報告に対する本間会員の「1、最低生活保障・就労権、労働基本権の保障がしっかりなされているかどうか、2、今日起きている事態は、社会政策の型の変化ではなく、何もなしといううちに(現状に流される中で)「型」がこわれていってしまっているのではないかと、それを「型」の変化とあえて積極的にとらえようとしているのではないかと」の当日フロアからなされた指摘が最も的を射ているように思えてならないのである。

おわりに

今回の社会政策学会ではここで紹介した共通論題の他にも数多くの報告がなされたが、紙幅の関係上それについては全く紹介できないのは残念である。また本稿による各報告についての記述、その雑感、各発言者の発言の紹介の仕方等は筆者の能力不足のゆえ、的外れなものであったり、不十分なものであるかもしれない。当事者にはこの場を借りてお詫び申しあげたい。

今学会では共通論題、その他のテーマにおいてもきわめて活発な討論が展開された。107回大会以降も、立場のいかんにかかわらずこのよ

うな自由な学問的討論が続けられることを願う
ものである。とりわけ今日の時代状況を考える
とその思いは強い。筆者は学会に参加しながら
その点について一抹の不安を常にぬぐいさるこ
とをできなかったのであるが、それは筆者の杞
憂であってほしい。
(しらい・くにひこ 青山学院大学経済学部助教授)

【付記】

社会政策学会第106回大会プログラム

共通論題

新しい社会政策の構想

20世紀的前提を問う

2003年5月17日(土)～5月18日(日)

一橋大学 国立東キャンパス

社会政策学会第106回大会 実行委員会 実行委員長 藤田伍一
事務局 一橋大学大学院社会学研究科 社会政策共同研究室
〒186-8601 東京都国立市中2-1
TEL / FAX 042-580-8640

第1日 2003年5月17日(土)

9:00 (開場・受付)

9:30～11:30 テーマ別分科会(1)

第1: 中国の社会保障 失業保険と医療保険制度改革を中心として

第2: 社会政策 の範疇概念

第3: (ジェンダー部会) ジェンダー・ケア労働・セクシュアリティ

第4: 政策分析・政策評価 福祉・保健医療領域を中心に

第5: (産業労働部会) 変容する労働運動 イギリス, フランス

第6: (少子高齢部会) 介護保険は地域福祉か

11:30～13:00 昼休み(幹事会, 各種委員会)

13:00～15:00 テーマ別分科会(2)

第7: 医療政策におけるニュー・パブリック・マネジメントの動向

第8: 社会政策の政治学 福祉国家変容と政治対抗

第9: (労働史部会) 家内労働・小規模生産の可能性 歴史的視点による再評価

自由論題(1)

第1: 地域通貨とコミュニティ

第2: 社会保険

第3: 福祉政策

15:15～17:15 テーマ別分科会(3)

第10: (社会保障部会) 雇用保険制度の行方 失業時の所得保障のあり方をめぐって

第11: IMF危機後の韓国社会政策

自由論題(2)

- 第4：公衆衛生と社会福祉
- 第5：ヨーロッパの社会政策
- 第6：労働

17:30～18:30 会員総会
 18:40～20:40 懇親会

第2日 2003年5月18日(日)

9:30～12:00 共通論題 午前の部
 新しい社会政策の構想 20世紀的前提を問う
 報告1～3
 12:00～13:30 昼休み(幹事会,各種委員会)
 13:30～16:30 共通論題 午後の部
 報告4
 総括討論

第1日目 5月17日(土)プログラム

9:30～11:30 テーマ別分科会(1)

第1分科会

中国の社会保障 失業保険と医療保険制度改革を中心として

座長 埋 橋 孝 文(日本女子大学)

- 「中国の失業問題とその展望」 沙 銀 華(ニッセイ基礎研究所・中国人民大学労働人事学院)
- 「新しい基本医療保険制度の形成とその実態」 于 洋(早稲田大学大学院生)
- 「中国の『基本医療保険制度』の展開と地域格差 上海市と青島市を例に」 楊 開 宇(大阪市立大学大学院生)

第2分科会

社会政策 の範疇概念

座長 小笠原 浩 一(埼玉大学・東北福祉大学)

- 「『ひとがひとであること』と公的扶助の哲学的基礎」 後 藤 玲 子(立命館大学)
- 「『Socially Perceived Necessities』と公的扶助理論の課題」 阿 部 彩(国立社会保障・人口問題研究所)
- 「『主訴』『能力』および機会保障型社会政策」 小笠原 浩 一(埼玉大学・東北福祉大学)

第3分科会(ジェンダー部会)

ジェンダー・ケア労働・セクシュアリティ

座長 室 住 眞麻子(帝塚山学院大学)

- 「ケアとジェンダー」 広 井 良 典(千葉大学)
- 「高齢者介護倫理のパラダイム転換とケア労働の変化」 春 日 キスヨ(安田女子大学)
- 「デンマークのケアサポート制度にみるジェンダー的平等」 大 塚 陽 子(立命館大学)

第4分科会

政策分析・政策評価 福祉・保健医療領域を中心に

座長 平 岡 公 一(お茶の水女子大学)

- 「保健医療福祉サービスにおけるニュー・パブリック・マネジメント論の英国型モデル」

「高齢者介護・医療のウェルフェアミックス」 長澤 紀美子（新潟清陵大学）
 「介護サービスの利用を規定する要因について 個票データによる実証分析」 河野 真（兵庫大学）
 塚原 康博（明治大学短期大学）

第5分科会（産業労働部会）

変容する労働運動 イギリス，フランス

座長 大塚 忠（関西大学） コーディネーター 白井 邦彦（青山学院大学）
 「ブレア政権下のイギリスにおける労働組合の組織化戦略」 松尾 孝一（青山学院大学）
 「フランスの労働組合と労使関係の変化」 松村 文人（名古屋市立大学）

第6分科会（少子高齢部会）

介護保険は地域福祉か

座長 高田 一夫（一橋大学）
 「医師の立場から介護保険を考える」 新田 國夫（医師）
 「地域福祉から介護保険を考える」 水谷 詩帆（全国社会福祉協議会）
 「行政から介護保険を考える」 上原 公子（国立市長）

11:30～13:00 昼休み（幹事会，各種委員会）

13:00～15:00 テーマ別分科会（2），自由論題（1）

第7分科会

医療政策におけるニュー・パブリック・マネジメントの動向

座長 三重野 卓（山梨大学）
 「ニュージーランドにおける動向」 藤澤 由和（国立保健科学院）
 「アメリカにおける動向」 田村 誠（国際医療福祉大学）
 「イギリスにおける動向」 近藤 克則（日本福祉大学）

第8分科会

社会政策の政治学 福祉国家変容と政治対抗

座長 高木 郁朗（日本女子大学）
 「福祉国家への政治学的接近」 新川 敏光（京都大学）
 「新社会民主主義の多様な道 福祉国家の転換」 住沢 博紀（日本女子大学）
 「新しい右翼と福祉ショーピニズム 北欧福祉国家の揺らぎ」 宮本 太郎（北海道大学）

第9分科会（労働史部会）

家内労働・小規模生産の可能性 歴史的視点による再評価

座長 小野塚 知二（東京大学）
 「1910年代における日本在来綿織物業の工場労働」 佐々木 淳（龍谷大学）
 「フランス絹リボン工業における小規模生産と労働」 人見 論典（筑波大学）

自由論題・第1会場 地域通貨とコミュニティ

座長 内山 哲朗（専修大学）
 「中国のNPOと福祉サービス提供 都市部のコミュニティ開発を中心に」 王 文亮（九州看護福祉大学）
 「地域通貨の可能性 アンペイド・ワーク評価からジェンダー平等政策へ」 齋藤 悦子（岐阜経済大学）
 「地域通貨の使用動機および持続性について 経済学的観点からのアプローチ」 石田 智宏（早稲田大学大学院生）

自由論題・第2会場 社会保険

座長 本 間 照 光 (青山学院大学)

「後発工業国における社会保険の導入と普及 韓国の医療保険制度を中心に 」

李 蓮 花 (早稲田大学大学院生)

「フランスにおける医療保険の財源政策」

松 本 由 美 (早稲田大学大学院生)

「介護保険制度の施行過程 都市型自治体の事例研究を通して 」

吉 田 三知子 (英国国立シェフィールド大
学社会学部博士課程研究生)

自由論題・第3会場 福祉政策

座長 玉 井 金 五 (大阪市立大学)

「社会政策としての社会福祉政策を考える 国家の役割から 」安 田 三江子 (花園大学)

「社会政策としての社会福祉政策を考える 地域自治体の役割から 」

渡邊 (福富) 恵美子 (京都市みづ身体障害
者福祉会館)

「新自由主義と福祉政策 韓国の『生産的福祉』からの一考察 」

金 成 垣 (東京大学大学院生)

15:15~17:15 テーマ別分科会(3), 自由論題(2)

第10分科会 (社会保障部会)

雇用保険制度の行方 失業時の所得保障のあり方をめぐって

座長 大 須 眞 治 (中央大学)

「フランスの失業者への生活保障」

都 留 民 子 (広島女子大学)

「ドイツにおける失業対策の動向」

布 川 日佐史 (静岡大学)

第11分科会

IMF危機後の韓国社会政策

座長 伊 藤 セ ツ (昭和女子大学)

「金大中政府の“生産的福祉” その歴史的意味と残された課題 」

李 惠 炅 (Lee, Hye Kyung)
(延世大学)

「金大中政権の女性政策」

鄭 鎮 星 (Chung, Chin Sung)
(ソウル大学)

自由論題・第4会場 公衆衛生と社会福祉

座長 岩 田 正 美 (日本女子大学)

「英国における近年の公衆衛生政策の展開 イングランドを中心に 」

松 田 亮 三 (立命館大学)

「貧困への公的対応とジェンダー」

川 原 恵 子 (文京学院大学)

「五泣百笑の奉行・川路聖謨の愛民思想」

久 田 俊 夫 (名古屋経済大学短期大学部)

自由論題・第5会場 ヨーロッパの社会政策

座長 乗 杉 澄 夫 (和歌山大学)

「ドイツ福祉国家再編をめぐる論議の動向」

森 周 子 (一橋大学大学院生)

「ウィリアム=ベヴァリッジの社会福祉理論と我が国の社会保障」

柏 野 健 三 (東京福祉大学)

「職業訓練政策と技能形成・能力開発 イギリスNVQsを題材に」

長尾博暢(京都大学大学院生)

自由論題・第6会場 労働

座長 二村一夫(法政大学)

「戦前の日本の女性たちは家のために働いていたのか? 明治40年代の大阪府泉南地方の事例を中心に」

荻山正浩(千葉大学)

「ワーカーズ・コレクティブによる高齢者介護労働の経済的自立の可能性」

小林治子(龍谷大学大学院生)

「労働と教育の交錯 大学院修士課程における社会人教育のその後」

平尾智隆(立命館大学大学院生)

17:30~18:30 会員総会

18:40~20:40 懇親会

第2日 5月18日(日)プログラム

共通論題

新しい社会政策の構想 20世紀的前提を問う

座長 武川正吾(東京大学)・木本喜美子(一橋大学)

9:30~12:00 午前の部

「卓越・正義・租税 社会政策の《編み直し》のために」 川本隆史(東北大学)

「ベーシックインカム構想と新しい社会政策の可能性」 小沢修司(京都府立大学)

「労働の未来論 ドイツからの提言」 田中洋子(筑波大学)

12:00~13:30 昼休み(幹事会,各種委員会)

13:30~16:30 午後の部

「『男性稼ぎ主』型から脱却できるか 社会政策のジェンダー主流化」

大沢真理(東京大学)

総括討論